

自然公園等事業費（公共）（（新）自然環境整備交付金（国立公園における公園利用施設の国際化・老朽化対策）を含む）

8,788百万円（8,458百万円）

自然環境局総務課、国立公園課、自然環境整備担当参事官室

1. 事業の必要性・概要

自然と共生する地域づくりを推進するため、直轄事業により、国立公園の重要な公園事業、国指定鳥獣保護区の保全事業、及び国民公園等の整備について着実に実施する。また、自然環境整備交付金により、地方公共団体が行う国立公園及び国定公園等の整備を支援する。

2. 事業計画（業務内容）

（1）国立公園等の直轄事業

①地域自然資源活用重点整備運営事業（国立公園バリューアップ事業）

国立公園の保護及び利用上重要な一定のまとまりある地域を対象として、重点的な施設の整備、及び整備と連携した運営管理を実施。

②自然再生事業

湿原・干潟・藻場・自然性の高い森林などの失われた自然環境の再生・修復を重点的に実施（国指定鳥獣保護区の保全事業を含む）。

③集団施設地区等景観再生事業

国立公園の集団施設地区等において、国有地内の廃墟の撤去、老朽化施設の再整備により、景観の再生を図るための施設の整備を実施。

④人と自然が共生する国立公園重点整備事業

観光道路やロープウェイ等を利用し、多くの利用者が訪れる地区において適正かつ質の高い利用を推進するための施設の整備を重点的に実施。

⑤生態系維持回復事業

シカの食害や外来種による駆逐等によって生態系への深刻な影響が生じるおそれのある国立公園において生態系の維持・回復のための整備を実施。

（2）国民公園等の直轄整備

皇居外苑、北の丸公園、新宿御苑、京都御苑及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑に係る施設の整備を実施。

（3）国立公園の交付金事業【新規】

（交付率：総事業費の2分の1、事業主体：都道府県及び市町村）

国立公園において地方自治体が行う公園利用施設の国際化対応及び老朽化対策のための施設整備（案内標識・情報提供施設等の多言語表記化、公衆トイレの洋式化、歩道の再整備等）について支援を実施。

(4) 国定公園等の交付金事業

(交付率：総事業費の100分の45、事業主体：都道府県及び市町村)

地方公共団体が行う国定公園等における公園利用施設等の整備について支援を実施。

3. 施策の効果

国立・国定公園等における自然環境の保全・再生及び国民の安全・安心な自然とのふれあいの場の整備を推進する。また、訪日外国人の受入環境を整備するとともに、公園利用者に安全で快適な利用環境を提供し、観光の促進と地方の活性化を図る。

< 国立公園等の直轄事業 >

支出予定先:民間団体等

自然再生事業



自然生態系が消失・変容した箇所
の自然環境の再生・修復を実施

地域自然資源活用重点整備運営事業
(国立公園バリューアップ事業)



活動施設の活用



利用施設の整備

環境促進・地域の活性化に資する施設整備及び整備と連携した管理運営を実施

生態系維持回復事業



シカの食害や外来種による生態系への影響に対し、生態系の維持・回復のための施設整備を実施

人と自然が共生する国立公園重点整備事業



適正かつ質の高い利用を促進



山岳地等における生態系保全

多くの利用者が訪れる地区及びフィールドにおいて、利用者による自然生態系への影響を軽減し、質の高い利用施設の整備を実施

集団施設地区等景観再生事業



国有地内の廃屋



国有地の廃屋撤去

観光客が集まる地域にふさわしくするため、老朽化施設の再整備や国有地内における廃墟の撤去など景観再生を実施

(新) 自然環境整備交付金(国立公園における公園利用施設の国際化・老朽化対策)

平成27年度予算(案)額 8,788百万円のうち 600百万円(0百万円)

国立公園には、その優れた自然景観に触れ、やすらぎ、感動や楽しみを得るために、年間約3億人以上の利用者が訪問している。また、「山の日」が制定されたことで自然環境への関心がますます高くなっており、国立公園等自然景観地の適正な利用を図っていくことが強く求められている。

政府方針として、『骨太の方針2014(平成26年6月24日閣議決定)』に『2020年に向け、訪日外国人旅行者2,000万人の高みを目指す』と掲げられ、『観光立国の実現に向けたアクション・プログラム2014』に世界に通用する魅力ある観光地域づくりの一環として、『国立公園等において利用施設の高質化等を実施』と掲げられている。

- 大勢の訪日外国人をはじめとする自然・景勝地を楽しみたいという観光者のニーズに対応
- 日本を代表する自然景観地である国立公園の自然資源を活用

自然環境整備交付金(国立公園における公園利用施設の国際化・老朽化対策)
(支出予定先: 都道府県)

国立公園において、地方自治体が整備した公園利用施設の国際化対応(標識・情報提供施設の多言語化、公衆トイレの洋式化等)・老朽化対策(荒廃・破損した歩道の再整備等)のための整備について、その事業費の1/2を上限として支援

国立公園の利用施設について、国際化対応・老朽化対策のための整備を集中的に推進し、自然・景勝地観光を求める訪日外国人をはじめとする大勢の観光者の利用環境(利便性・安全性)を向上させ、地方への誘客に寄与し、観光の促進と地方の活性化を図る

(新) 自然環境整備交付金

(国立公園における公園利用施設の国際化・老朽化対策)

国立公園内の地方自治体が所有する国際化対応・老朽化対策が必要な利用施設
(ビジターセンター、標識、公衆トイレ等)



2020年を目指して、国立公園における訪日外国人をはじめとする多くの観光者の安全・快適な利用環境を整備するため、**国が率先的に取り組みつつ、地方自治体からの高い整備要望に対応する必要がある。**

【集中的な施設整備】

国立公園内の地方自治体が所有する公園利用施設について、国際化対応や老朽化対策のための整備に対して支援し、国が実施する直轄整備と平行し、集中的に推進

- 標識・情報提供施設の多言語表記化、公衆トイレの洋式化
- 老朽化した落下防止柵、荒廃している利用の多い歩道等の再整備など

【対象となる事業事例】

事業実施イメージ

【公衆トイレの洋式化】



(休憩所の多言語表記化)



(誘導標の多言語表記)



(老朽化した落下防止柵の再整備)



(利用が多い荒廃歩道の再整備)

自然環境整備交付金

平成27年度予算(案)額 8,788百万円のうち 785百万円(785百万円)

○趣旨

地方公共団体が行う国定公園の整備、長距離自然歩道の整備などを支援し、地域の特性を生かした自然とのふれあいの場の整備や自然環境の保全・再生を行う。

○制度概要

- ◆ 交付先: 都道府県
- ◆ 交付対象事業: 国定公園整備、国指定鳥獣保護区における自然再生事業(既着手事業のみ)及び長距離自然歩道整備に係る施設を対象
(歩道、園地、休憩所、野営場、駐車場、公衆便所、博物展示施設、植生復元施設、自然再生施設 等)
- ◆ 事業主体: 都道府県及び市町村
- ◆ 交付限度額: 総事業費の100分の45



栗駒国定公園

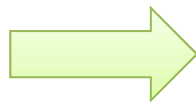
(須川温泉駒ノ湯千道路(歩道))



長距離自然歩道(東海自然歩道)

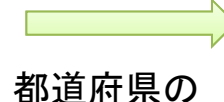
<交付金の流れ>

環境省



事業費の
100分の45

A県



都道府県の
裁量で
配分決定

A県事業

B市事業